告示

○外務省告示第三百五十一号

平成二十二年七月十日にマカオで署名された航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の承認を通知する公文の交換は、平成二十二年七月二十六日にマカオで行われた。よって、同協定は、その第二十一条の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十二年七月二十六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百五十二号

平成二十二年七月十日にマカオで航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定に関する次の書簡の交換が中華人民共和国マカオ特別行政区との間に行われた。

平成二十二年七月二十六日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日署名された航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、日本国政府及び中華人民共和国マカオ特別行政区（以下「マカオ特別行政区」という。）政府の代表者の間で到達した次の了解であって、日本国及びマカオ特別行政区のそれぞれの協定地域において施行されている法令の範囲内で実施されるものを日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　協定の一方の締約者の指定航空企業は、他方の締約者の協定地域内において、支店を設置し、及び維持し、並びに協定業務の運営に必要な活動に従事することを許される。

2　協定の一方の締約者の指定航空企業は、他方の締約者の協定地域内にある支店に管理職員、技術職員、運航職員その他航空業務の提供に必要な専門職員を派遣し、及び置くことができる。

3　協定の一方の締約者の指定航空企業は、協定業務の運営に関連して他方の締約者の協定地域内において得た収入のうち支出を超える部分を、送金の時の公の市場における為替換算率により、交換可能な通貨で自由に送金し、並びに協定業務の運営のため外貨通貨建て及び交換可能な内国通貨建ての預金勘定を開設し、及び維持することを許される。

4　協定の一方の締約者の政府は、他方の締約者の指定航空企業が、当該一方の締約者の権限のある当局の付すことのある合理的な制限に従うことを条件として、自ら地上取扱業務を提供すること、その業務の全部若しくは一部を他の航空企業、他の航空企業の支配下にある機関若しくは代理業者であって当該権限のある当局の認可を受けたものに委託することを又はその業務を当該権限のある当局に委託することのいずれかを選択することができるものとする。二千十一年一月一日から最善の努力を払う。

5　この書簡の適用上、「協定地域」、「指定航空企業」及び「協定業務」とは、それぞれ、協定第一条1に定める意味を有する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をマカオ特別行政区政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十年七月十日にマカオで

香港駐在

日本国総領事　佐藤重和

中華人民共和国マカオ特別行政区

運輸公共事業庁長官　劉仕堯殿

（マカオ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、貴官の書簡に記載された了解を中華人民共和国マカオ特別行政区政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が航空業務に関する中華人民共和国マカオ特別行政区と日本国との間の協定の効力発生の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十年七月十日にマカオで

中華人民共和国マカオ特別行政区

運輸公共事業庁長官　劉仕堯殿

香港駐在

日本国総領事　佐藤重和殿

公告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２５８号

静岡県熱海市紅葉ガ丘町21番10号

債務者　株式会社熱海第一水産

代表者代表取締役　菊間まする

1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　相良　優太

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後１時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号

静岡県熱海市紅葉ガ丘町21番10号

債務者　有限会社菊間鮮魚

代表者取締役　菊間まする

1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　相良　優太

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後１時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４５０７号

大阪府高槻市宮田町２丁目17番37－502号

債務者　有限会社アウルコール

代表者代表取締役　本山　真作

1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　廣瀬　主嘉

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８５１号

大阪府門真市岸和田１丁目１番17号

債務者　株式会社ウエストジャパン

代表者代表取締役　石寺　勝秀

1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　名取　伸浩

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４８号

埼玉県本庄市けや木３丁目21番８号

債務者　有限会社東総合建設

代表者取締役　笠本　武夫

1　決定年月日時　平成22年７月12日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　保岡　哲也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前11時30分

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８９５号

横浜市中区山下町１番地シルクビル

債務者　ベイサイドフレームワーク株式会社

代表者代表取締役　中島　孝明

1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　杉原　弘康

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前10時30分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９６３号

大阪市中央区島之内１丁目13－28ユラヌス21ビル１Ｆ

債務者　株式会社トライイースト（旧商号株式会社ＴＨＥ　ＦＵＮＮＹ　ＣＯＭＰＡＮＹ）

代表者代表取締役　沢多　秀樹

1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　井原　誠也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８号

北海道苫小牧市山手町１丁目１番７号

債務者　日胆測量株式会社

代表者代表取締役　佐藤　英喜

1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時25分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉川　忠利

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午後１時30分

札幌地方裁判所苫小牧支部